

科 目	建設法規 (Basic Laws on Civil Engineering)		
担当教員	浅見 雅之 非常勤講師		
対象学年等	都市工学科・5年・後期・選択・2単位 (学修単位II)		
学習・教育目標	A4-S3(90%) A4-S4(10%)	JABEE基準1(1)	(d)1,(d)2-a,(d)2-d,(g)
授業の概要と方針	建築計画・設計および施工を行うにあたって必要となる関係法令について、実務で役に立つ知識を中心とした講義を行う。内容については、建築基準法を中心に条文の趣旨及び背景を理解することを目標とし、建築士試験にも対応可能な授業内容とする。		
	到達目標	達成度	到達目標毎の評価方法と基準
1	【A4-S3】建築基準法の規定について理解し、自分で法令集を読み、法令の学習ができるようになる。		建築基準法の概念を理解できているか、法令が正確に読めるようになっているかを小テスト・中間試験で評価する。
2	【A4-S3】条文を解説し、建築物の意匠設計に法令の主要規定を反映することができるようになる。		建築基準法の用語、基本となる法律の種類等を理解できているか小テスト・中間試験・定期試験で評価する。
3	【A4-S4】建設業法・労働関係法・国土開発法の種類を把握し、それらの内容を説明できるようになる。		建設業法・労働関係法・国土開発法等が理解できているか小テスト・定期試験で評価する。
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
総合評価	成績は、試験80% 小テスト20% として評価する。100点満点とし60点以上を合格とする		
テキスト	プリント		
参考書	「土木法規早わかり」：風間風太郎（オーム社） 「いちばんわかりやすい建築基準法」深滝准一（エクスナレッジ）		
関連科目	施工管理学、都市環境工学、デザイン工学		
履修上の注意事項			

授業計画 1 (建設法規)		
回	テーマ	内容(目標・準備など)
1	法制の概要	建設関連法令の意義、生い立ちと構成について学び、法体系の概要を把握し、条文の読み方の基礎について学ぶ。 建築計画全般（企画・設計・着工・完了・維持管理）における法の役割を理解する。
2	建築基準法の総則	条文を正確に読み、法を正しく理解するための基礎的な事項（用語の定義・面積・高さ等の算定方法）を学ぶ。集団規定・単体規定の違いを理解する。
3	建築物に関する集団規定（1）建築物の敷地等に関する集団規定	建築物に関する集団規定のうち「道路と敷地の関係・用途地域・容積率・建ぺい率・防火地域等」について学ぶ。
4	建築物に関する集団規定（2）建築物の高さ等に関する集団規定	建築物に関する集団規定のうち「外壁の後退・高さ制限・斜線制限・天空率・日影規制等」について学ぶ。
5	建築物に関する単体規定（1）建築物の防災・避難に関する単体規定	建築物に関する単体規定のうち「木造の大規模建築物・界壁・防火区画・内装制限・階段・避難階段等」について学ぶ。
6	建築物に関する単体規定（2）建築物の設備に関する単体規定	建築物に関する単体規定のうち「廊下・排煙設備・非常用設備・居室の高さ・居室の採光・換気等」について学ぶ。
7	建築物に関する単体規定（3）建築物の構造に関する単体規定	構造設計と構造計算、構造種別ごとの構造仕様に関する規定を学ぶ
8	中間試験	1～7回までの範囲について試験を行う
9	建築基準法の関連法（1）	バリアフリー法・耐震改修促進法・品確法・瑕疵担保法・長期優良住宅促進法等についてその概略を学ぶ。
10	建築基準法の関連法（2）	消防法・都市計画法・建築士法・景観法等についてその概略を学ぶ。
11	建設業法・火薬類取締法等	建設業法・火薬取締法等の紹介と解説
12	国土法・河川法・海岸法・公有水面埋立法等	国土法・河川法・海岸法・公有水面埋立法等の紹介と解説
13	労働関係法	労働関係法等の紹介と解説
14	道路法・道路交通法	道路法・道路交通法の紹介と解説
15	資格関係法	建築士法・宅建業法・技術士法・測量法・建設業法などの法に基づく資格や、実務で活用される民間資格等について学ぶ。
備考	本科目の修得には、30 時間の授業の受講と 60 時間の自己学習が必要である。 後期中間試験および後期定期試験を実施する。	